

# 藏書史と新收書解説

大寶令による圖書寮は朝廷の圖書、佛像、文具類を製作、管理、收藏するところであつた。しかし、平安朝中期以降江戸期の間は、官制上の目は残存したが、圖書の保存管理は、職掌の世襲化と共に専ら各所管の家に委ねられ、それら諸官衙、宮中の圖書は、禁裏仙洞の御文庫及び辨官局の史の掌る官務文庫（小槻の壬生家）、納言局の外記の掌る局務文庫（中原の押小路家）、藏人所の出納を掌つた平田家等に分藏されるにいたつた。そのうち御歴代皇室の御手許本は古く文殿、御書所乃至藏人所校書殿、或は冷然院、嵯峨院等に收藏されたが、明治期までに残つたものに、東山御文庫、乾、御池庭御文庫及び伏見、京極（桂宮）、有栖川（高松宮）の舊各宮家の圖書等があつた。

明治十七年八月、宮内省官制の施行と共に「御系譜並に帝室一切の記録の編輯、内外の書籍古器物書畫の保存、美術に關する事務」を管掌して圖書寮が再興された。一方明治新政、東京遷都と共に、京都御所の各御文庫にあつた秘閣圖書の若干は東京に將來され、それらが侍講局、宸翰取調掛、御系圖取調掛、文學御用掛、古器物保存掛等の他、御手許の侍從職、皇后宮職、皇太后宮職、式部寮、主殿寮等にも收納され、事務參考圖書として参照されてゐた。これら各所管部局に保管されてゐた圖書を一括して、この時圖書寮に引繼がれ、宮内省内の圖書類保管の一元化が圖られた。そして明治十九年四月には、以上禁裏在來本の他に明治初年以來の官廳出版物、諸家の献納本等を含めて、約五萬六千餘點の藏書を保つにいたつた。その後鷹司、壬生家等の舊公武の諸家からの献納、各省各府縣及び各部局等からの寄贈引繼等を加へ、明治二十四年から四十一年十一月にかけて、永久保存を要すべき希世の珍書は宮内省圖書寮にその保管を托すべきであるとして、内閣文庫から和漢書約三萬餘點

（主として金澤文庫本、宋元版、慶長御寫本）の移管、四十三年には、明治十七年に斷絶した舊桂宮家の藏書長持五棹の引繼を了つて、ここに圖書寮藏書の根幹が形成された。

これらは他日國用に供するため、内外古今の貴重な圖書資料を永世に保存するを目的としたものであり、諸献納、引繼移管した官民の意圖も亦そこにあつたと考へられる。随つて圖書寮に於ても、藏書系列上の不足は複寫購入によつて補ひ、又重複する時は、各大學圖書館に移管貸與して、今は凡そ三十萬點近くの現在數をあげる藏書を保有するにいたつた。左に昭和二十四年末、收藏數及び明治初年より諸家の献納圖書を列舉すれば

## 一 昭和二十四年度末圖書總數

### 和漢書

二八九、五五五

### 洋書

三、八五二

### 未整理

四五、七五四

## 二 献納・引繼・買上年次一覽

### 明治 六・九

山内豊範 三、七三點（漢籍類）

### 七

仙石家 三三點（大坪本流馬術傳書）

### 七・三

御池庭並内庭 一九四六點（一部上野圖書館ニ）

### 十三・六

新井琴 三三點（新井白石本）

### 十五・十二

吉田豊辰 九點

### 昭和 三・十二

鷹司熙通 七、〇九點（鷹司政通の集書中心）

### 明治 三十一・四

壬生桃夫 二九點（官務家、一部京都大）

### 三十一

春木昭光 六點（故實書）

### 二十二・四

古賀本 一四、八六點（漢籍）

|        |     |          |         |                 |
|--------|-----|----------|---------|-----------------|
| 明治三十三年 | 十   | 内閣文庫     | 一、三三三部  | (楓山文庫本、漢籍)      |
| 二十五年   | 十   | 松岡菊四郎    | 三、〇〇〇點  | (故實書、一部上野圖)     |
| 二十九    | 八   | 毛利(徳山本)  | 二〇、九二一點 | (漢籍)            |
| 三十九    | 六   | 平田職兄     | 八二點     | (出納家)           |
| 三十四    | 七   | 御所御文庫雜書類 | 三箱      |                 |
| 四十二    | 二   | 藤波言忠     | 三六部     |                 |
| 四十三    | 十二  | 曾禰荒助     | 一五〇部    | (韓國古寫本)         |
| 四十四    | 一   | 桂宮本      | 九、七〇〇點  | (長持五棒)          |
| 大正     | 五十二 | 土御門晴行    | 五三點     | (陰陽道)           |
| 八      | 十   | 葉室長道     | 四、〇〇〇點  |                 |
| 八十二    | 野   | 宮定穀      | 一四點     |                 |
| 十      | 四   | 白川資長     | 一、二六點   | (神祇伯)           |
| 十三     | 五   | 久我常通     | 四二點     |                 |
| 十四     | 二   | 有栖川宮     | 三〇點     |                 |
| 十四     | 二   | 飛鳥井雅四    | 一五點     | (鹿持雅澄筆本)        |
| 昭和     | 二   | 十二柳原義光   | 三、六八點   | (柳原紀光の集書)       |
| 三      | 九   | 日野西資博    | 五九點     | (を中心)           |
| 四      | 十二  | 松平直亮     | 六三點     | (應書)            |
| 四      | 七   | 高辻宣麿     | 九九點     |                 |
| 七      | 一   | 日野資氏     | 八〇點     |                 |
| 七      | 九   | 谷森建男     | 四、五二點   | (考證學者谷森善臣の集書中心) |
| 十      | 七   | 野宮定茂     | 七八點     |                 |
| 十二     | 三   | 橋本實斐     | 一、五七四點  |                 |
| 十四     | 十一  | 庭田重行     | 一、八三點   |                 |
| 十四     | 十一  | 條隆徳      | 七點      | (庖丁料理書)         |
| 十九     | 七   | 佐々木信綱    | 九點      | (宸翰等)           |
| 十九     | 七   | 國分高胤     | 九、七三點   | (漢籍)            |

圖書寮の圖書は、初め赤坂離宮内の數個の倉庫に分蔵されてゐたが、明治三十二年麹町區三年町御料地内建物(舊學習院博物館)に移轉、更に昭和三年、現在の舊本丸に新築移轉された。

この圖書寮本のもつ大きな特徴は、明治以前の文化の保持庇護者であつた皇室の圖書を主體とし、それを圍繞する舊堂上公家、舊武家以下の諸家、儒者學者の傳製した各家職、各専門圖書資料群からなる、和漢各部門に互る代表的圖書集成である點である。各家、各文庫の圖書群は、それぞれ該當部門の専門圖書であり、傳來の明らかな系統的圖書集成でもある。それが更に集大成された圖書寮本は、あらゆる面からしてもユニークな且又オーソドックスな圖書資料と見做さざるを得ないものである。譬へば禁裏御手許本(舊東山御文庫本)や桂宮本の歌書物語類はその質量の純粹豊富さ、坊間流布本に比してその傳來系統の明らかな純粹性や且つその底本の平安鎌倉期古寫といふ原本的内容の正統性や、柳原、鷹司等諸公家本に於ける史料的多様性、殊に柳原、谷森本に見られる資料の文獻學的正確さや、終戦後新に移讓された伏見宮本、或は壬生本に見られる現在諸本の原流、原本的性格、白川、土御門、壬生本に於ける専門的系統的資料の豊富さは、學界のひとしく認めるところである。換言すれば、圖書寮本は宮廷を中心とした一千年に亘る古文化史料の集大成であり、その質量は共に他の如何なる文庫も之に比肩するものを知らない。今その特徴をその傳來と内容の兩面から標記すれば

傳來より

- 1 明治以前の御歴代の御手澤本
- 2 桂宮、伏見宮家累代の御藏本
- 3 舊堂上公家からの献上買上本
- 4 舊大名、武家、學者等よりの献上買上本
- 5 紅葉山文庫本の傳來本
- 6 明治以降各部局、各省、各府縣からの引繼寄贈本

7 複寫、購入本

内容より

- 1 歴代天皇、親王の宸筆、御筆等文書
  - 2 宮廷を中心とした文學、歴史に亘る圖書資料
  - 3 皇室制度に關する職掌別、法制・有職故實に關する資料
  - 4 陵墓に關する史料及び考證調査資料
  - 5 宋、元、明、清の版本、漢籍の古寫本及び本邦古版本
  - 6 明治以降の新聞官報及び宮内省公文書・法規類
- いふが如く圖書寮本は、歴史、文學、典禮方面に於いて他の文庫に比してもつとも整備され、専門化、集中化された圖書資料である。これらは貴重希覓で、永久に保存しなければならない古文化資料である。ここに圖書寮、現在の書陵部の性格が、利用消耗の利用圖書館的性格から遠く、あくまで保存圖書館的性格を備へなければならない理由がある。

×

終戦後、圖書寮は諸陵寮と合體して書陵部となつたが、われわれは始終以上の如き圖書寮の藏書傾向とその性格も充分辨へつつ

- 一 舊各宮家、舊堂上公家、武家の所藏の文書圖書、出來れば一括購入
- 二 明治以前の宮廷文化關係の資料
- 三 天皇、皇族の宸翰並にそれに關する資料
- 四 陵墓に關する資料
- 五 希覓、貴重な一般和漢書

の如き集書方針に基いて集書を行つてゐる。しかしこれも豫算的制限があつて思うやうにはゆかない。しかし終戦後、集書した代表的なものとしては、史料の寶庫といはれる舊伏見宮家の藏書を一括して入手したとである。これは當主伏見博明氏初め同家の多大な御好意と當局の理解によつて實現したもので、舊華族の人々がその藏書を一部づつ切實しては次第に坊間に分散消出し、遂にその家藏獨特な集書傾向のあつた圖

書群は雨散霧消してしまふ傾向の強い現在に於て、特筆すべき慶事といはねばならない。以下集書したものの中から、その一二を拾へば

類聚名義抄（清水谷家舊藏）

一帖（昭和二十三年・十購入）

平安末期の寫、昭和二十五年コロタイプ刊、同解説参照

花鳥餘情（大島家舊藏・圖版第七上）一五冊（昭和二十三年・四購入）

箱入、表紙は紺紫二色の打疊、中央に題簽、一面九行、一冊二卷合綴、各冊毎の寄合書、江戸初期の寫。後西天皇宸筆の御奥書。

依勅命馳弄筆加書（寫訖）

（第二冊）

文明十年春 老衲覺惠

此一冊者以後成恩寺關白自筆之本「先年書寫之云々、後十輪院內府眞跡也」（但端十餘枚）雖然少々不審事有之、重而」以件證本令校合訖

（後西天皇）（御花押）

合訖

于時萬治第二曆夾鐘中甸

即ちこの一冊（卷一、二）は中院通村をして兼良自筆本によつて書寫せしめられたもので、卷初十五丁表迄と前記奥書は兼良筆を摸したものである。

（第一冊）

たものである。

此一冊者不足之間、以後妙華寺關白冬良公「自筆再校了、寫本事

外相違之間、禿毫」誤無罪者歟、末代之鑑鏡也

文祿四年八月十四日」從神武百數代末孫和（後關白天皇）廿五才

第十五冊卷末に、文明四年十二月の兼良跋につづいて

校合之次、令一見了」（署名）

と兼良筆と思はれる校合奥書が見える。かゝる類の校合奥書は第四、七、十の各冊卷末にも存する。即ち、本書は後西天皇が中院通村、

冷泉爲清、中院通純、同通茂、良純親王、持明院基定、九條兼晴、

二條康道、尊純親王、烏丸光廣（小杉楯邸氏推定）等親王廷臣等を

して書寫せしめられたもの。

和泉式部日記（三條西家舊藏）

一帖（昭和二十三年・六購入）

岩波文庫本の底本。

古記録簡集成(田中教忠舊藏)

一軸(昭和二十四・三購入)

集成の各記は大略自筆と推定され、内容は、

諸寺供養記(記者未詳)

承保三年五月——寛治二年

兼宣公記

(年次未詳)、裏文書は書狀

薩戒記(中山定親)

正長元年十月二十四日

永享二年正月二十八—二十九日

同 四月二十四—二十九日

建内記(萬里小路時房)

年次未詳

宣胤卿記

永正二年正月十九日(寫本)

孝親公記

天正三年七月十四日—八月二十四日

親綱卿記

同 十一月二十一—二十八日

天正二十年七月十九—二十五日、(陽

光院七回忌御懺法講)、裏文書は書狀

(折紙)

古語拾遺(吉田家舊藏)

一冊(昭和二十四・七購入)

一五・七種×一二・二種の枳形、袋綴本、表紙は紺表紙、一面六行、

一行十二字詰。卷頭に「隱題藏」の朱印一顆。本文には返點、送假

名及び聲點(朱筆)を附す。偶に異訓、一本或本の校異及び内容標目

を註してゐる。吉田社の卜部家相傳本で、文明十九年二月の卜部兼

致書寫、加首書本を梵舜が書寫したものである。即ち奥には卜部兼

直以降兼致にいたる間十四ヶ條の相傳與書を附載してある。卷末に

「右龍玄眞筆也、加證明了、卜兼雄」の加證がある。

いはてしのふ

一帖(昭和二十四・十二購入)

中右記部類(九條家舊藏)

六卷(昭和二十五・三購入)

圖書寮典籍解題 續歴史篇「部類記」參照

北畠家連合歌(御巫家舊藏)

一冊(昭和二十五・五購入)

北畠教具の催した二百五十番連歌合の後半殘闕。判詞は一條兼良自筆の原本。重要美術品。

三條西家藏古記録

五七冊(昭和二十五・五購入)

實隆が諸書から抄出、拔萃したものを主としたもので、記録、叙位除目、改元關係の寫本を集成したもの。記録日乘の愚昧記、園太曆、後愚昧記、永助親王記、萬一記、滿基公記、道平公記、薩戒記、經光卿記、宗賢卿記、親長記、康富記、小右記、禪中記等の中には、希觀のものもあるが同家文書は嘗つて柳原紀光が借覽傳寫したらしく、現在柳原本中にその轉寫本が見出される。他に注目すべきは同じ實隆筆の公卿補任三冊(圖版第七下・典籍解題、續歴史篇參照)、遠情抄がある。遠情抄は、宗祇が東常縁について未來記、雨中吟の講釋を開書したものであるが、本書はその原本的なものと考へられる。半紙判袋綴、奥書に(圖版第八上)

右宗祇法師聞書也、東常縁一覽之處」稱神妙之山號遠情抄、自書銘與之云々、」此本則所押彼銘也、先年講談之後、予」聊雖有抄出之事、重而借請此本令書寫者也、」穴賢、不可外見而已

明應四年三月十八日

(實隆)(花押)校了

即ち本書の本文は實隆筆、外題は常縁筆と考へられる。

萬葉集(桂宮本)

一七冊(昭和二十五・五購入)

明治十五年迄は桂宮家に傳來されてゐたが、後、香川家の藏になり、今回圖書寮の藏に歸したものの。

三〇・七種×二三・三種の大判袋綴、澁表紙、本文用紙は斐紙、各卷末に「明曆」後西天皇御璽の印が鈐されてゐる。各卷別筆、江戸初期の寫、一面八行罫、本書には別に奉書一枚が添附されて、それに

萬葉集 十七冊

一、二、十四、不足」先年焼失

と靈元天皇宸筆の御識語がある。もと後西天皇の御手澤本で、全二

十卷完備したものであつたが、屢次の禁裏炎上の折、以上三巻が焼失して、現在十七冊の残畝本。本文系統は詞書高、歌詞低の書式で、京都大學藏、中院本系（行數字配り同じ）に屬し、同じく禁裏御本の校異が注されている。

### 愚問賢注註

二冊（昭和二十五・五購入）

前書と同じく舊桂宮家藏本。

桐箱入、二九・四種×二三・〇種、美濃判袋綴、表紙は薄茶の楮紙、同左上に朱色鳥の子紙、題簽に「愚問賢注上（下）」と。本文用紙は楮紙、一面十二行。細川幽齋筆。

先づその著者、成立事情等を述べ、次に本文を掲げて、一字下りで注文を附してゐる。上冊奥に

右御聽書拜見之、大底無相違者也、

享祿三年孟夏中五日」法印經厚判

右上下二卷、對經厚法印令聞書訖、仍爲證明乞所奧書也」

親王御判

（下増奥書）  
右御聞書二卷拜見之、無相違者哉

享祿三年卯月十五日」法印經厚（スキウツシ）（花押寫）

右上下二卷、對經厚法印」令聞書訖、仍爲證明所乞」奧書也。  
（御花押）親王

天正十三二月八日於大坂一晝夜之間令書寫畢

とある。愚問賢注は頓阿流に於ては、堯孝以降祕書とて尊重され、遂に古今傳受の一に加へられたもので、本書は堯孝の末裔經厚の講説を受けられた親王（未詳）の聞書を幽齋が書寫したものである。

源氏奥入（飛鳥井家舊藏）

一冊（昭和二十五・十一購入）

蒔絵、桐箱の二重箱入。一六・五種×一七・二種の胡蝶裝、表紙は「風池」の文字と雲鶴を浮織した紺色古代緞子。本文用紙は斐紙、一面十行。三條西公條の寫。（圖版第八下）

本文は類從本とは異り、又圖書寮本の誤脱誤寫を訂正し得るものである。ただ定家の奥書を佚した無奥書本。

山田通孝連歌集書（高野班山舊藏）八九冊（昭和二十五・十一購入）

伏見天皇御製集（馬越家舊藏）一卷（昭和二十五・十二購入）

廣澤切、夏部一卷、傳後伏見天皇宸筆。伏見天皇御製集の解説参照

水左記（伏見宮本）

歷史篇九四頁参照

建内記（伏見宮本）

歷史篇一〇八頁・圖版第九上参照

權記（伏見宮本）

平安末寫、歷史篇九一頁・圖版第九下参照

野府記（伏見宮本）

平安末寫、歷史篇八九頁・圖版第十上参照

古今和歌集切（伏見宮本）

二三三枚（昭和二十四・三購入）

傳藤原家隆筆。この歌切は小は二行書（歌一首）から大は十八行書等種々な歌切の集成である。恐らく原は胡蝶裝仕立の本を手鑑にするために一枚一枚を表裏二枚づゝに剝離し裏打ち、その内、若干は已に歌切として手鑑に使用された残りがこの一括であらう。現存してゐる十八行書の歌切は原裝の紙一枚（見開き二）分に相當すると思はれるが、横が幾分切落されて原裝胡蝶裝本の横の長さより狭少になつてゐると思はれる。即ち右の歌切を半切した寸法は（原裝胡蝶裝縱横の推定）二三・八種×一五・六種。一面九行書。

内容は古今集の下、卷十一戀一以下眞名序、奥書までを備へて、本書が清輔本の轉寫本であることが判明する。いま現存の歌數と尊經閣清輔本歌數とを比較すると、

卷十一戀歌一 五十三首或本歌一首（清輔本歌總數八十三首）  
卷十二戀歌二 五十四首（清輔本總數 六十四首）

卷十三戀歌三 四十五首 或本歌一首 (清輔本歌總數六十二首)  
 卷十四戀歌四 六十二首 或本歌一首 (總數 七十一首)  
 卷十五戀歌五 七十四首 或本歌五首 (總數 八十二首)  
 卷十六哀傷歌 二十七首 (總數 三十四首)  
 卷十七雜歌上 五十九首 (總數 七十首)  
 卷十八雜歌下 四十六首 (總數 六十八首)  
 卷十九短歌一首、俳諧歌四十四首、長歌五首 (總數 六十八首)  
 卷二十大御所御歌 十七首 (總數 三十二首)

尊經閣本と對校すると注文に相應の異同を見、同本が清輔自筆でなく一轉寫本である事が判明する。眞名序の次には各卷句數、作者句

## 貴重圖書の醺刻、出版

傳來及び内容上よりみて、日本古文化の正統的史料を網羅してゐる圖書寮本は、當然永久に保存すべきものであり、書陵部は保存圖書館的性質をもつものである。しかし、保存は利用のための保存であつて、單なる死藏であつてはならない。而して利用閲覧には必ず消耗を伴はざるを得ない。この利用による消耗と永久的保存の相反する二つの目的を調整するために、利用面で閲覧者を制限すると共に、コロタイプによる複製や醺印出版が考へられる。

また、一方この複製・醺印は、遠隔な地方に在つて、直接圖書寮本を閲覧利用することの出来ない研究者の利用に資し得ると共に、孤本或ひは源流的祖本たる圖書寮本の不時の散逸に備へるためにも行はれねばならない。

現在、出版事情の窮迫、就中學術書出版の困難性は周知の事實である。しかし當部に於ては、前述の目的に基き、毎年度相當額の豫算を計上し

數を注し、「此本從坊御時云々」の第一奥書は佚してゐるが、「以若狹守通宗朝臣自筆本」云々にはじまり「至今度ハ深秘苦中、死後可左右耳」に了る第二奥書は一面八行書二面に互つて全文が残つてゐる。それに次いで尊經閣本にない左の奥書がある。(圖版第十下)

嘉應元年十月日書寫之、依仰雜筆等如本書付了、老眼之間筆跡彌狼藉、後見「有恥々々」散班清輔

花園院宸記(伏見宮本)

四六卷(昭和二十五・二購入)

宸翰、歴史篇八一頁參照

伏見院宸記(伏見宮本)

一〇卷(昭和二十五・二購入)

宸翰、歴史篇八一頁參照

(伊地知鐵男記)

てコロタイプ複製・醺印を行ひ、全國の大學・圖書館及び専門的研究者等に寄贈すると共に、ものによつては市販してゐる。

以下、現在迄の出版物(但し、終戦前はコロタイプ複製に限る)と、宮内省藏版圖書を挙げれば、次の如くである。

看聞御記 コロタイプ

四三軸 一〇〇部 便利堂

同右 醺印

四四冊(解説一冊)同右 同右

(内容)

後崇光天皇の宸筆にかかる日乗で、應永二十三—文安五年の四十一卷、並びに別卷二卷、舊伏見宮相傳本(昭和七・

一二發行)

群書治要 コロタイプ

四七軸 八〇部 大塚巧藝社

同右 醺印

四八冊(解説一冊)三四部 同右

(内容)

唐の太宗の世、秘書監魏徵等奉勅撰の治術の書、金澤文庫本(昭和一六・一二發行)